

PwC Tax Insight (No.1/2019)

IBC 制度の発効・ROH、IHQ および ITC に関する重要な修正

Issue 7 Jan 2019

pwc

.....
2018年12月28日にタイ歳入局により IBC に関する勅令第 674 号が発行されました。
.....

PwC Tax Insight (No.16/2018)において、歳入局が ROH/IHQ に代わる新税務恩典として IBC(国際ビジネスセンター)を発表した旨をお知らせしました。

<https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-insights/2018/jp/2018-pwc-tax-insight16-jp.pdf>

この発表に関連して歳入局は、2018年12月28日に、勅令第674号を発行しました。新制度は、既存のROHおよびIHQをIBCに置き換え、さらに国際貿易センター(ITC)の規定を修正するものとなります。主要な変更点については、下表をご参照ください。

IBC	勅令第674号の主要な点
要件	<ul style="list-style-type: none"> 支援サービス、技術支援または財務センター(TC)機能を関連会社に提供する目的で設立されたタイの会社であること。 各会計期間末における払込資本が1,000万バーツ以上であること。 知識とスキルを有する専任スタッフを最低10名以上(財務センター(TC)としての業務のみを行う場合は、5名以上)雇用していること。
税務恩典	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内の受領者に対して支出する金額に応じて、各会計期間における適格所得に対する法人所得税(CIT)税率の引き下げ。 <ul style="list-style-type: none"> 支出経費6,000万バーツ以上3億バーツ未満: 8% 支出経費3億バーツ以上6億バーツ未満: 5% 支出経費6億バーツ以上: 3% 関連会社から受領する配当金に対する法人所得税の免除。 適格所得を源泉として非居住者に対して支払う配当金に課される源泉所得税(WHT)の免除。 財務センター(TC)機能として関連会社からの借入金について支払う利子に課される源泉所得税の免除。 財務センター(TC)機能として受領する所得に課される特定事業税(SBT)の免除。 IBCに勤務する駐在員に対する個人所得税率は15%に固定。
IBCへの変更	<ul style="list-style-type: none"> 新旧ROHおよびIHQは、IBCに移行する権利を有します。
税務恩典の取消し	<ul style="list-style-type: none"> 要件が満たされない会計期間においては、その年度の税務恩典は取り消されます。 会社が複数の会計期間において要件を満たしていない場合、または、IBCとして事業を運営するための特性が全く見られない場合、税務恩典は最初の会計期間から適用されないものとされます。
新旧ROH	勅令第671号の主要な点
<ul style="list-style-type: none"> ロイヤルティ所得 旧ROHへの申請および税務恩典 	<ul style="list-style-type: none"> 以下がロイヤルティ所得に含まれるよう修正されました。 <ul style="list-style-type: none"> 新旧ROH及びIHQがタイで行う研究開発から生じるロイヤルティ。 新旧ROH及びIHQが、研究開発を行うために他の事業体を雇用したことから生じるロイヤルティ。 旧ROHへの申請は終了。 既存の旧ROHは、2020年1月1日以降に開始する最初の会計期間まで、法人所得税にかかる税務恩典を適用する権利があります。
IHQ	勅令第672号におけるIHQに関する修正
<ul style="list-style-type: none"> IHQとして承認されるための要件 	<ul style="list-style-type: none"> IHQについての申請書は、2018年10月10日までに歳入局長官に提出され、承認されていなければなりません。
ITC	勅令第673号におけるITCに関する修正
<ul style="list-style-type: none"> ITCとして承認されるための要件 	<ul style="list-style-type: none"> ITCについての申請書は、2018年10月10日までに歳入局長官に提出され、承認されていなければなりません。

IBCとROH / IHQとの比較

- IBCは、オフショアとオンショアの所得に対して異なる税率を適用していません。結果として、IBCでは、最低限の数のオフショア関連会社に対してサービスが提供されていることは、要件とされていません。また、法人所得税の軽減税率の対象となるオンショア所得の金額に制限はありません。
- 法人所得税の軽減税率の適用を受けるために必要とされる支出経費が大幅に増加しています。
- IBCに変更するROH / IHQは、タイ国内の受領者に対して1,500万バーツ以上の支出を行っている場合には、8%の法人所得税の軽減税率を適用することができます。

歳入局長官によって、勅令第674号に基づく、さらなる規則、手順および条件が今後、発表される予定です。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Paul Stitt
Vanida Vasuwanichchanchai
Orawan Phanitpojjamarn

日本企業部 (Direct Telephone)
魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@pwc.com
武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com
桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@pwc.com
熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@pwc.com
名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@pwc.com
松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@pwc.com
森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) aoki.morioka@pwc.com
玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) tamaki.toshinori@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.